

平面図



・敷地内には抵当権が設定されている建物があります。建物の取得又は利用に当たっては、抵当権者その他関係権利者との協議及び調整が必要となります。

・校庭には、記念碑・記念樹・祠等が存在し、それらは、現状のまま使用していただきます。

